

市内中小企業の脱炭素経営を伴走型で支援します!!

- 省エネ診断の受診 ～ 改善提案 ～ 設備導入まで、丁寧にサポート！
- 省エネ設備・再エネ設備の導入費用の補助を受けることができます

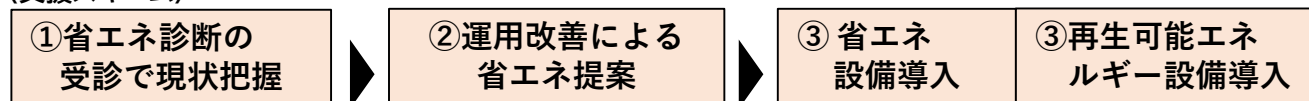


消費電力等を減らして固定経費を抑えたいけれど、改善点が分からないし、あまりコストもかけられない…

設備を更新したら、どれぐらい省エネになるのか分からない。
…補助金とか使えるのかな？



〈支援スキーム〉



●省エネ診断の受診

●「脱炭素化アドバイザー」として市に登録され派遣される**省エネ診断実施登録事業者**(市内の電気工事事業者等)が**無料**で実施します。

●無料で自社の状況を「知る」「測る」ことができ、脱炭素経営に向けた第一歩目としてご活用いただけます。

※ 省エネ診断を利用された後に省エネ設備等の導入にかかる補助金を申請される場合は、同アドバイザーから渡される「省エネ診断実施報告書」の添付が必要になります。

●診断結果に基づく最適なアドバイス

●診断結果に基づき、既存設備の運用改善や、新たな設備の導入による省エネ・脱炭素経営の方法など、**最適な提案**を受けることができます。

●各種設備更新や導入を検討されている場合、まずは「見える化」から始めてみませんか？

●診断実施事業者による設備導入 ●導入費用の一部に補助金を交付

省エネ設備

- 補助対象経費：空調、照明設備、その他機器の導入
- 補助上限額：100万円
- 補助率：2/3以内

※ 本制度は、脱炭素経営を今後も伴走支援するため、**今回、「脱炭素化アドバイザー」による省エネ診断を利用された場合は、診断から設備導入まで同一のアドバイザー事業者を利用する必要があります。**

※ 申請には「省エネ診断実施報告書」の添付が必要です。(再掲)

再エネ設備

- 補助対象経費と補助額
 - ・太陽光発電設備：25,000円/kWh
 - ・蓄電池：50,000円/kWh
- 補助上限額：200万円

※ 再エネ設備の場合は、省エネ診断は不要です。

対象者

尼崎市内に事業所を有する中小企業者等

受付期間

令和6年7月30日(火) から 令和7年1月末まで

※上記期間中に、申請から事業完了(対象経費の支払 及び 補助金の請求を含む)までの手続きが全て完了していることが必要

提出先・お問い合わせ先

受付期間中に下記提出先へ 郵送 もしくは 持参

(公財)尼崎地域産業活性化機構「脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金 係」

〒660-0881 尼崎市昭和通2-6-68 尼崎市中小企業センター4階

TEL 06-6488-9565(平日9時～17時)

尼崎市HP



●申請書など詳しい内容はこちらから↑